

## 新潟市家族介護慰労金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、介護保険法のサービスを利用せずに、重度の低所得高齢者を常時介護している者に対し、慰労金を支給することにより、介護に当たる家族の精神的及び経済的負担の軽減を図り、もって、家族に対する支援の充実を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は新潟市とする。

### (対象者)

第3条 慰労金支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、介護保険法における要介護認定を受けた者で、12か月連続して当該各号の要件を満たす者とする。

- (1) 在宅期間が、毎月20日間以上の者
- (2) 要介護認定の認定が要介護4又は要介護5の者
- (3) 市民税非課税世帯に属する者
- (4) 12か月間連続した期間のうち、介護保険法のサービスを利用していない者

### (支給要件)

第4条 慰労金は、対象者と同居する者で、市内に住所を有し、常時当該対象者の日常生活の介護に当たっている者に支給する。

### (慰労金額)

第5条 慰労金額は、対象者1人につき年額100,000円とする。

### (支給時期)

第6条 慰労金は、12か月連続した期間経過後、支給を受けると認められた場合、速やかに支給するものとする。

### (在宅確認)

第7条 市長は、慰労金の支給を受ける者（以下「受給資格者」という。）に対し、当該対象者の在宅状況について確認を求めることができる。

### (支給の制限)

第8条 市長は、受給資格者が次の各号の一に該当するときは、慰労金全部を支給しないことができる。

- (1) 対象者の介護を怠っていると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けようとするとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

### (慰労金の返還)

第9条 前条各号の一に該当して慰労金の支給を受けた者がいるときは、市長は支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の新潟市家族介護慰労金支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に支給要件を満たす者に適用し、同日前に支給要件を満たす者については、なお従前の例による。